

丹波篠山市立中央図書館雑誌スポンサー制度実施要領

(趣旨)

第1条 この訓令は、丹波篠山市広告事業取扱要綱（平成21年篠山市要綱第23号。以下「要綱」という。）に基づき、丹波篠山市立中央図書館（以下「図書館」という。）における雑誌資料提供の場を広告媒体として活用する雑誌スポンサー制度の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この訓令において「雑誌スポンサー制度」とは、スポンサー（第9条の規定により広告掲載が決定した者をいう。以下同じ。）が図書館に納入する雑誌の最新号のカバーに広告を掲載し、図書館の利用者の閲覧に供することをいう。

(広告掲載雑誌及び内容)

第3条 広告を掲載することができる雑誌は、図書館が丹波篠山市立中央図書館雑誌スポンサー制度雑誌リスト（以下「雑誌リスト」という。）に定めるものとする。

2 広告の内容は、市民の福祉、市民生活の利便性等を考慮し、市の品位及びイメージを損なわないものとし、要綱第4条各号のいずれにも該当しないものとする。

(広告の規格等)

第4条 広告の規格は、原則として次に掲げるとおりとする。

- (1) 雑誌最新号カバーの表紙面 縦4cm、横13cm以内
- (2) 雑誌最新号カバーの裏表紙面 雑誌リストで示すサイズ以内
- (3) 雑誌書架の蓋 雑誌リストで示すサイズ以内

2 広告の位置は、図書館長（以下「館長」という。）が決定する。

3 広告は、片面とし、「雑誌スポンサー」の字句を挿入する。

(広告掲載料等)

第5条 広告掲載料は、掲載期間内に購入する対象雑誌の購入額とする。

2 対象雑誌が休刊又は廃刊となったときは、図書館と協議の上、他の雑誌に振り替えることができる。

(広告掲載期間)

第6条 広告の掲載期間は、4月1日から翌年3月31日までの1年間とする。ただし、年度の途中から掲載することとなったときは、掲載が決定した月から当該年度の3月31日までとする。

2 期間満了の2か月前までに解約の意思表示がないときは、自動的に更新するものとする。

(スポンサーの募集)

第7条 スポンサーの募集は、ホームページ、市広報丹波篠山その他の方法により行うものとする。

2 スポンサーの募集期間が終了してもなお空き枠があるとき又は年度途中で空き枠が生じたときは、先着順によりスポンサーを募集することができる。

(スポンサーの申込み)

第8条 スポンサーになることを希望する者(以下「申込者」という。)は、第3条第1項に規定する雑誌リストの中から広告を掲載する雑誌を選定し、雑誌スポンサー広告掲載申込書(様式第1号)に次に掲げる書類を添付して、館長に提出しなければならない。この場合において、申込者は、複数の雑誌を選定することができる。

(1) 会社概要等、業務内容が分かるもの

(2) 広告案

(3) 館長が必要であると認める書類

(スポンサーの決定)

第9条 館長は、前条の規定による申込みがあったときは、内容を審査し、広告掲載の可否を決定し、雑誌スポンサー広告掲載(不掲載)決定通知書(様式第2号)により申込者に通知するものとする。

2 広告の掲載順位は、要綱第6条の規定によるものとし、同一順位中に申込みが複数あるときは、先着順とする。

3 館長は、広告案の審査において必要があると認めるときは、申込者に修正を求めることができる。

(広告掲載料の納付)

第10条 スポンサーは、広告掲載料を市が指定する期日までに、市が発行する納付書により一括前納しなければならない。

(広告原稿の作成及び提出)

第11条 スポンサーは、館長が指定する期日までに、広告の原稿を作成し、紙媒体により提出しなければならない。

(広告内容の責任)

第12条 広告内容に関する責任は、スポンサーが負うものとする。

2 第三者から広告に関して損害を被った旨の申告があったときは、スポンサーの責任及び負担において解決するものとする。

(スポンサーの届出義務)

第13条 スポンサーは、次の各号のいずれかに該当するときは、雑誌スポンサー広告掲載申込内容変更届(様式第3号)により、速やかに中央図書館に届け出なければならない。

- (1) 広告掲載を取り下げるとき。
- (2) 広告を差し替えるとき。
- (3) 前2号に規定するもののほか、雑誌スポンサー広告掲載申込書又は雑誌スポンサー広告掲載申込書に添付した書類の内容に変更があったとき。
(スポンサーの決定の取消し)

第14条 館長は、次の各号のいずれかに該当するときは、スポンサーの決定を取り消すことができる。

- (1) 広告掲載料を指定する期日までに納付しなかったとき。
- (2) 広告内容が要綱第4条のいずれかに該当することが判明したとき。
- (3) スポンサーが前条の規定による届出を怠ったとき。
- (4) スポンサーから、雑誌スポンサー申込内容変更届により、広告掲載を取り下げる旨の届出があったとき。
- (5) 前各号に規定するもののほか、館長が広告掲載を取り消す必要があると認めたとき。

2 前項の規定によりスポンサーの決定を取り消したときは、館長は、雑誌スポンサー広告掲載取消通知書（様式第4号）により、スポンサーに通知するものとする。

3 第1項第2号から第5号までの各号に掲げる規定により、スポンサーの決定の取消しを行ったときは、納付済の広告掲載料を返金しないものとする。
(損害賠償請求)

第15条 前条第1項第2号に該当する事由により、市が損害を被ったときは、市は、スポンサーに対して損害賠償請求を行うことができるものとする。
(広告掲載料の返金)

第16条 スポンサーの責に帰さない理由により、広告の掲載を中止したときは、納付済の広告掲載料を返金するものとする。

2 前項の規定により返金する広告掲載料は、掲載を中止した月以降に係るものとする。

3 第1項の規定により返金する広告掲載料には、利子を付さない。
(委任)

第17条 この訓令に定めるもののほか、必要な事項は、館長が別に定める。

附 則

この訓令は、令和7年10月1日から施行する。